北海道立消費生活センター・札幌弁護士会主催

消費者トラブル110番

相談 無料

消費生活に関するトラブルについて消費者からの相談を、北海道立消費 生活センターの消費生活相談員と、札幌弁護士会の弁護士が一緒に電話 や面談でお話をうかがいます。

日時: 令和7年10月25日(土) 10時から15時

特設電話: 011-251-8707

こんな困ったことはありませんか? お気軽にご相談ください(秘密厳守)。

SNSの広告を見てネット通販で健康食品を注文。2回目の商品が届き定期購入だとわかった!



副業サイトに登録すると、電話でサポート契約を勧められ、消費者金融からの借入を誘導された!

賃貸アパートを退去するが、原状回 復費用として、壁クロスの全面張替 費用を請求された!

契約していた脱毛エステサロンが倒産。施術回数が残っているが、クレジットの請求を止めてほしい!

電話相談

上記特設電話番号におかけください(通話料のみご負担願います)。

※電話番号は当日のみです。当日以外は下記相談専用電話をご利用ください。

面談相談

事前予約が必要です(電話:011-221-0110、FAX:011-221-4210)。 ご希望の時間帯を先着順で調整いたします(面談は下記住所にて行います)。

【ご注意】 消費生活に関するトラブルについて、消費者からの相談を受け付けます。事業者としての契約、 労働問題、個人間のトラブルなどは受付できませんので、ご了承ください。



面談相談を希望する方へ(事前にお読みください)

- ・面談相談は予約制です。お電話またはFAXにて事前にお申し込みください。
- ・ご希望の時間をもとに先着順で調整し、こちらから連絡いたします。
- ・連絡がない場合は、お手数ですが下記電話番号にお問い合わせください。
- ・都合によりキャンセルする場合は、前日までにご連絡ください。

面談場所

北海道立消費生活センター 消費生活相談室

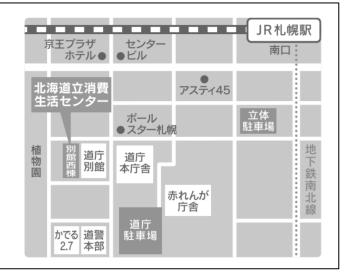
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階

アクセス

JR: 札幌駅南口から徒歩10分

地下鉄:南北線・東豊線さっぽろ駅10番

出口から徒歩8分



電話での申し込み

電話番号:011-221-0110

※平日8時45分から17時30分まで受け付けます。「特別相談の面談予約」とお伝えください。

FAXでの申し込み

FAX番号: 011-221-4210

※下記に必要事項を記入のうえ送信してください(電話番号は日中連絡可能な番号を記入)。 こちらから面談時間をお電話でお伝えします(連絡は011-221-0110からお電話します)。

氏名	,				
住所	ŕ				
電話番	号		FAX	潘号	
面談希望時間 同じ時間帯の希望が重なることがありますので、面談可能な時間帯すべてに○を付けてください。					
()	10:00~	()	13:00~
()	11:00~	()	14:00~
()	12:00~	()	いつでも可能